

平成 20 年 9 月 2 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

東海地方集中豪雨に係る被災者の皆さまに対する
「特別金利住宅ローン」ならびに「特別ファンド」の取扱開始等について

株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之）は、今般の東海地方を襲った集中豪雨に係る被災者の皆さまの災害復旧に少しでも役立てていただくために、下記の商品・サービスの取り扱いを本日より開始いたします。

記

1. 「特別金利住宅ローン」の内容

商品名	三井住友住宅ローン	住み替えローン	リフォームローン
対象者	東海地方を襲った集中豪雨に被災され、「罹災証明書」の提出が可能な個人の方	同左	同左
資金用途	自宅の新築・増改築・購入資金	ご本人の自宅買い替え・建て替え資金及びそれにかかる諸費用、現在の自宅取得にかかるお借入の残債務から売却額を引いた費用	自宅のリフォーム資金
融資金額	1 億円以内	同左	1 0 0 0 万円以内
融資期間	3 5 年以内	同左	1 5 年以内
利率	店頭金利から 1. 4 % 優遇 <u>固定金利特約型または変動金利型</u> でのお取り扱いとなります	同左	店頭金利から 1. 4 % 優遇 <u>変動金利型</u> でのお取り扱い となります
担保	有担保	同左	無担保
保証人	S M B C 信用保証（株）	同左	同左
取扱店	愛知県内の各支店	同左	同左
取扱期間	平成 2 1 年 8 月 3 1 日まで	同左	同左

2. 「特別ファンド」の取扱開始（法人向け）

(1) 対 象

今回の集中豪雨により被害を受けた災害救助法適用地域（名古屋市、岡崎市）の法人のお客さま

(2) 商品内容

弊行が提供する中小企業向け融資「ビジネスセレクトローン」について、取扱条件の優遇を行います。

貸出金額	30 百万円以内
適用金利	通常のビジネスセレクトローン対比 △0.25%～△1.50%優遇金利を適用
担保	無担保
期間	最長 5 年（1 年据置可）
返済方法	元金均等返済

3. 被災者の皆さまのご預金等のお取り扱いについて

(1) 預金通帳、証書、お届けのご印鑑等を紛失された場合でも、別途ご本人さまであることを確認のうえ、窓口にてお手続きさせていただきます（ご本人さまであることを確認できる資料をご持参ください）。

(2) 定期預金などの満期日前払戻しなどについてもご事情に応じて対応させていただきます。

4. お申し込み、商品内容など本件の詳細に関するお問い合わせ先

・特別金利住宅ローン、ご預金等のお取扱い：愛知県内の各支店

・特別ファンド：愛知県内の各ビジネスサポートプラザ・法人営業部（下記）

名古屋ビジネスサポートプラザ TEL 052-231-1397

名古屋駅前ビジネスサポートプラザ TEL 052-541-2421

名古屋東ビジネスサポートプラザ TEL 052-751-2821

上前津法人営業部 TEL 052-241-6301

刈谷法人営業部 TEL 0566-21-0777

以 上